

1. 算定要件

- ・医療機関等から看護職員が算定要件の事業所を訪問し、利用者に看護を提供した場合
- ・3号研修修了者に対して喀痰吸引等に係る指導を行った場合
- ・事業所に配置する看護職員が看護を行った場合

2. 医療連携体制加算の対象となる障害福祉サービス

- ・短期入所（福祉型）・重度包括支援・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助・児童発達支援（重心以外）・放課後等デイサービス（重心以外）

3. 報酬の流れ

- ・訪問看護ステーションと障がい福祉サービス事業所との委託契約（書を交わす）
*費用は任意。指定の様式はない。
- ・医師からの指示書が必要（主治医から個別に受ける）
- ・障がい福祉サービス事業所が医療連携体制加算を算定
- ・訪問看護ステーションは障がい福祉サービス事業所との契約に従い報酬を受け取る

資料⑥-①

改定後						改定前		
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	1名	2名	3名 VIの場合3名	1名	2~8名
I	○		1時間未満	32単位				
II	○		1時間以上2時間未満	63単位			a,b) 600単位	a,b) 300単位
III	○		2時間以上	125単位			その他) 500単位	その他) 250単位
IV		○	4時間未満 * 1	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位		
V		○	4時間以上(SS、児発、放デイ)	1600単位	960単位	800単位	1000単位	500単位
VI		○	8時間以上(SS) * 2 ? 新スコア要件あり	2000単位	1500単位	1000単位		
VII	日常的に健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：日39単位 (SS.共同生活援助)							

*1重度包括支援、自立訓練、就労移行、GHは時間の設定なし。

*2児発は、月当たりの利用者数が一定数以上の場合は、医療的ケア児の基本報酬を算定する。

* 医ケア以外児の場合、それぞれについて直接に看護を提供した時間となり、複数の医ケア以外児の看護を提供するために長時間、看護職員が（訪問）配置されていたとしても、その時間がそのまま加算の区分上の時間にはならない。また、医ケア児と医ケア以外児は別々にカウントする。

* 医療的ケア児の場合は、見守りの時間も含めた時間となる。